

岐阜県公報

第 二 千 三 百 九 号
平成二十三年十二月二十七日

(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正

する規則

(消 防 課) 五九二

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 五九五

岐阜県立野営場野営施設管理規則を廃止する規則(清流の国ぎぶづくり推進課) 五九五

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税 務 課) 五九五

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 五九五

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する

告示の一部改正

(環 境 管 理 課) 五九六

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地 域 福 祉 国 保 課) 五九六

指定医療機関の廃止の届出

(同) 五九六

木曾川地域森林計画の変更

(林 政 課) 五九七

揖斐川地域森林計画の変更

(同) 五九七

宮・庄川地域森林計画の変更

(同) 五九七

長良川地域森林計画の変更

(同) 五九七

飛驒川地域森林計画の樹立

(同) 五九七

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 五九七

道路の供用開始

(同) 五九八

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更

(選挙管理委員会) 五九九

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の名称の変更

(同) 五九九

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 六〇〇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 六〇〇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 六〇〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商 業 流 通 課) 六〇〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 六〇一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 六〇二

市営土地改良事業の換地処分

(農 地 整 備 課) 六〇二

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都 市 政 策 課) 六〇二

規則

岐阜県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県消防関係職員の服制及び被服貸与規則（昭和三十六年岐阜県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条、第六条ただし書及び第七条中「消防課長」を「防災課長、消防課長」に改める。

別表第一 制服の部活動服Cの項中

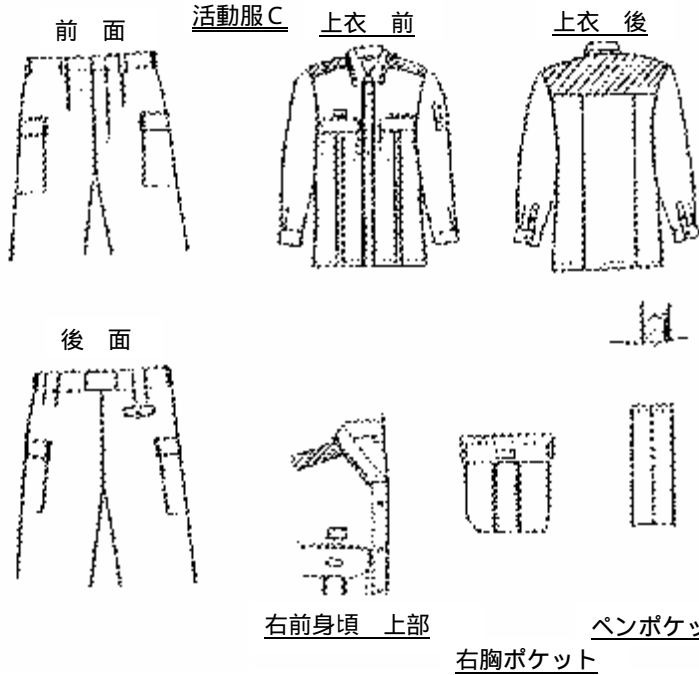
前 面	後 面・ 背 ヨーク	そ で
同色のボタン五個を一行につけ、下襟裏側にも、同色のボタン一個をつける。ポケットは左右の胸部に各一個とし、ふたをつけ、二条のひだを設け、同色のマジックテープをつける。左袖にはペンポケットをつける。形状は、図のとおりとする。	ヨークは、表生地オレンジを使用した一枚物で、形状は、図のとおりとする。	長そでとし、形状は、図のとおりとする。

を

肩 章
オレンジ色の地質で、外側の端を両肩の縫目に縫い込み、襟側をオレンジ色のボタン各一個で留める。形状は、図のとおりとする。

前立ては、ヒヨク仕立てフラスナ

別表第一 図中

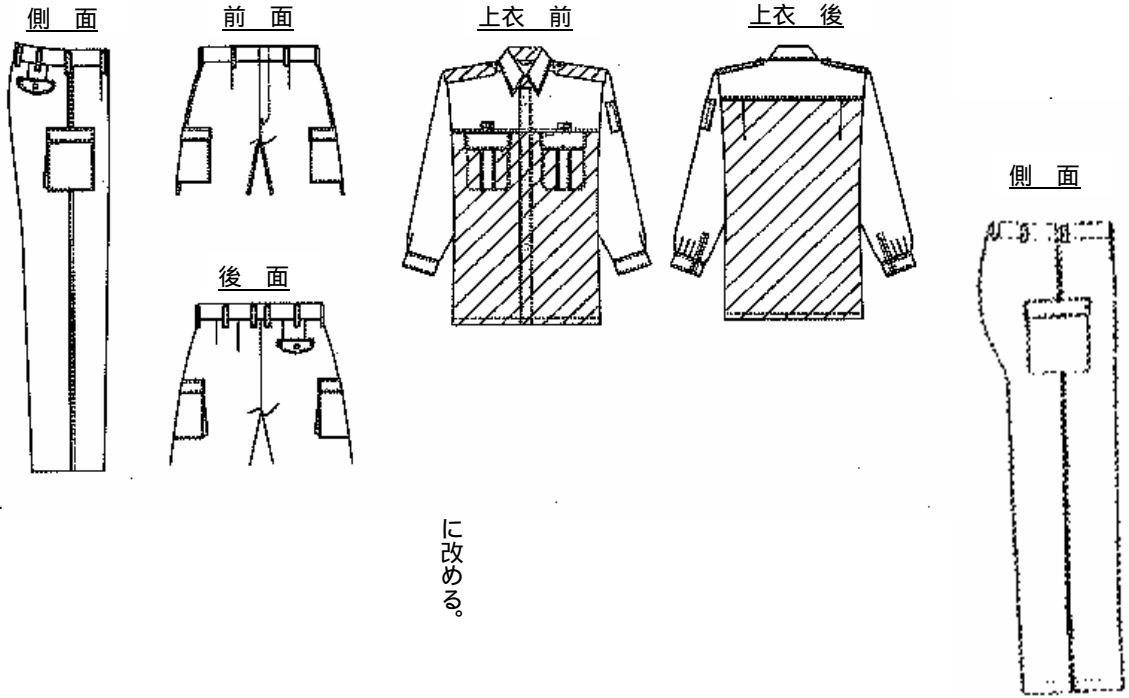


を

袖	後 面・ 背 ヨーク	前 面
長袖でフラスナー式とする。形状は、図のとおりとする。	ヨークは、表生地同色を使用した一枚物で、形状は、図のとおりとする。ヨークより下部は、オレンジ色とする。	一式とする。ポケットは左右の胸部に各一個とし、蓋を付け、二条のひだを設け、同色のマジックテープを付ける。左袖にはペンポケットを付ける。前身頃バストラインより下部及びポケットは、オレンジ色とする。形状は、図のとおりとする。

に改める。

活動服C



に改める。

は	あり	る	図中	斜線	は	うし	濃紺	を付	は		
---	----	---	----	----	---	----	----	----	---	--	--

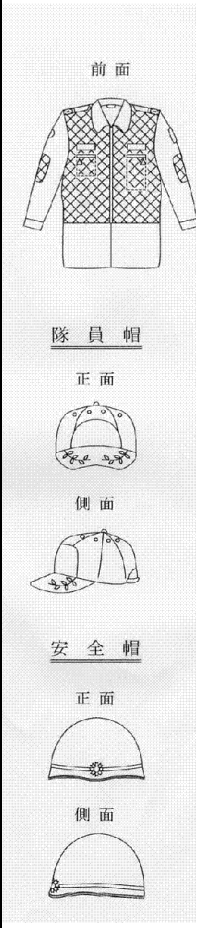
を

別表第一の二活動服の部上衣の項中

式 制				地 質	色
袖	後面	前面	襟		
図中二重斜線の部分は当て地とする。	長袖とし、右袖にエンブレム取付け用イエローマジック台を縫い付け、形状は、図のとおりとする。	背部分に「AIR RESCUE CREW GILU」と紺色にて刺しゆつし、形状は、図のとおりとする。図中二重斜線の部分は当て地とする。	胸部左右に各一個のポケットを付け、両胸部のポケット上部に章及び隊章取付け用イエローマジック台を縫い付ける。形状は、図のとおりとする。図中二重斜線の部分は当て地とする。	合成繊維のものとする。	黄色

に改める。

式 制				地 質	色
そで	後面	前面	襟		
図中二重斜線の部分は当て地とする。	長そでとし、形状は、図のとおりとする。図中二重斜線の部分は当て地とする。	形状は、図のとおりとする。二重斜線の部分は当て地とする。	開襟（小開き式）とする。形状は、図のとおりとする。	難燃性のものとする。	オレンジ色



別表第一の二備考第一号中「隊員章は、」を「き章は左胸部に、隊章は」に改め、「右胸部に」の下に「それぞれ」を加え、同表備考第二号中「の左上胸部」を「及び耐寒衣の右袖部」に改め、同表備考第三号中「消防課長」を「防災課長」に改める。
別表第一の二図を次のように改める。

（中央は金色、翼配し、黒色の台地ものとする。また、名前を金色で刺しする。
字は金色とし、形とする。

に改める。

員章
中央に消防き章を配した銀色翼模様とし、金属製又は濃紺色の台地に刺しゅうしたものとする。形状、寸法は、図のとおりとする。

隊章	き章
中央に消防き章模様は銀色を刺しゅうした消防き章の下にゆづしたものと黒色の台地に文状は図のとおり	中央に消防き章模様は銀色を刺しゅうした消防き章の下にゆづしたものと黒色の台地に文状は図のとおり

同部バンドの項中「オレンジ色」を「紺色」に改め、同表耐寒衣の部色の項中「黒色」を「紺色」に改め、同部地質の項中「革製」を「合成繊維製」に改め、同表中

る。

別記第一号様式中

					隊員章
を					
					隊章
					隊章

必要なとき。
必要なとき。
必要なとき。

に改める。

二個	一年	常時必要なとき。
----	----	----------

を

隊章	き章
三個	三個
三年	三年
常時	常時

別表第二の二中「二着」を「三着」に、「一足」を「二足」に、

隊員章



に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十一の項中、「及び岐阜県白山国立公園大臼川野営場野営施設」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

岐阜県立野営場野営施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県立野営場野営施設管理規則を廃止する規則

岐阜県立野営場野営施設管理規則（平成十八年岐阜県規則第四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
岩塚石油株式会社	岩塚 伸午	土岐市駄知町一四七三の一	平成二三・一一・二〇

岐阜県告示第六百十号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	配給会社名
映 画	美熟女の唇下がり ~もっと、みだらに~	オーピー映画
	いんびび女 快感エロ修行	オーピー映画
	美女家庭教師の谷間ソックス	オーピー映画

日 夜 行	白い闇の中を歩く	サ	ヤ	カ
-------	----------	---	---	---

- 2 指定年月日
平成23年12月27日
- 3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百一十一号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。
平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

別表飛騨市の部第二種区域の項中「字稲葉通」の下に「字五社川原」を、「字向中島」の下に「字館、字新開」を、「字川原」の下に「字竹原、字池田」を、「字樋田」の下に「字松葉」を、「字中川原」の下に「是重、南成町、向町、朝開町」を加え、「無雁字下海道」を「大無雁字下海道」に改める。

岐阜県告示第六百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	指定年月日
岡 部 内 科	岡 部 祐 二	郡上市大和町剣八八五	平成三・九・一
さくら胃腸科内科クリニック	細 江 伸 央	各務原市那加住吉町一四八	同
丹羽 歯科 医 院	丹 羽 俊 輔	土岐市肥田浅野矢落町一三五	同
田 近 医 院	医療法人田近医院	高山市岡本町四一一	同
沢 崎 医 院	医療法人社団 至誠会 沢崎医院	郡上市白鳥町為真一三〇八一	同
ひさかね 医 院	医療法人 西明会	高山市西之一色町一四五一	同
スマイル 歯科	安 富 健 師	下呂市金山町金山二六三五六	同

岐阜県告示第六百一十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
柴 田 歯 科	柴 田 益 美	多治見市本町二七〇	平成三・七・三

西田 醫院 西田 佳央 美濃加茂市森山町一五 同

スマイル歯科 松本 英治 下呂市金山町金山二六三 平成三・八三
五六

ひさかね医院 久金 誠 高山市西之一色町一四 同
五一

岐阜県告示第六百十四号

森林法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号)附則第三条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十五号

森林法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号)附則第三条第一項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十六号

森林法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号)附則第三条第一項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十七号

森林法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号)附則第三条第一項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十八号

森林法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号)附則第三条第二項の規定により飛驒川森林計画区の地域森林計画を樹立したので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
						前	後	前	後	前	後	
郡上市和良町方須字深瀬		郡上市和良町方須字深瀬		郡上市和良町方須字深瀬		九五	二九	二・三	二・三	一六・三	一六・三	A及びBに係る図面を表示する
下野九五番地先から		下野九五番地先から		下野九五番地先から		二・三	二・三	二・三	二・三	一六・三	一六・三	
同 市同		同 市同		同 市同								A及びBに係る図面を表示する
上野一〇三五番四地先まで		上野一〇三五番四地先まで		上野一〇三五番四地先まで								
郡上市和良町方須字深瀬		郡上市和良町方須字深瀬		郡上市和良町方須字深瀬								A及びBに係る図面を表示する
上野一〇三五番四地先地		上野一〇三五番四地先地		上野一〇三五番四地先地								

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考	岐阜県告示第六百二十号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十三年十二月二十七日 岐阜県知事 古 田 肇			
							一般国道 二百五十六号	内	後 B	前 A

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考	岐阜県告示第六百二十一号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十三年十二月二十七日 岐阜県知事 古 田 肇			
							古川線 高山市国府町広瀬町字桜野五番地先地内	別 ル	前 二・三	後 二・五

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 見座府線	高山市上宝町蔵柱字トコナベ四六八六番の一地先から	同 市同 内五六七一番地先まで 字東垣	後 七九	前 四七	七九	七九

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
一般国道	二百五十六号	加茂郡東白川村神土字大畑 四五五五番三地先から 同 郡同 村同 字平安 三五三一番二地先まで	六三三	平成 三三・三三・三七	平成 三三・三三・三八

岐阜県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
県道	田口線	下呂市蛇之尾字丸尾山八三 四番五地先から 同 市同 字同 八三 一番一地先まで	一六・	平成 三三・三三・三七	平成 三三・三三・三三 平成 二二・三三・三四

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称の変更について、次のとおり報告があったので、その旨告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称を変更した施設

世田町	変更後の名称	変更前の名称
多治見市	多治見市学習館 ・ 学習室501	多治見市学習館 ・ 学習室A

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の名称の変更について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称を変更した施設

世田町	変更後の名称	変更前の名称
多治見市	多治見市学習館 ・ 学習室501	多治見市学習館 ・ 学習室A

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三清流の国ぎぶづくり推進課の表中七の項を削り、八の項を七の項とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十八の項事務の種類の中、「及び岐阜県白山国立公園大臼川野営場野営施設」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年一月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十二月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子ラボハウス キキの家
- 三 代 表 者 の 氏 名 松井 弓枝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣一〇四九番地一七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、学童や子育て中のお母さん方及び高齢者の人達に対して、学童の放課後預かり事業、子育て中のお母さん方の相談事業、引きこもりがちな高齢者の方々に対して、ふれあいを基本理念とした事業を行い、子ども達の健全育成と安心した子育て及び高齢者の生きがいを醸成して地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年十二月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ナフコ

三 建物の名称及び所在地

ホームプラザナフコ養老店

岐阜県養老郡養老町瑞穂字旭三八五 一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年八月十三日

五 店舗面積

三、三八八平方メートル

六 駐車場の収容台数

一五九台

七 荷さばき施設の面積

六八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十二月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中京株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン輪之内ショッピングセンター

安八郡輪之内町四郷新開二六四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 外九者

（変更後）イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 鈴木 新樹 外五者

（変更後）イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 鈴木 新樹 外五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十二月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中京株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン輪之内ショッピングセンター

安八郡輪之内町四郷新開二六四番地 外

四 変更しようとする事項

廃棄物保管庫の位置

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年十二月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターオークワ可児坂戸店

可児市坂戸六二五 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・店舗場所は通学路に面していることから、児童生徒の交通安全に配慮すること。

（届出事項 新設）

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、中津川市営土地改良事業植苗木地区の換地処分を平成二十三年十二月十五日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項

において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画第一種市街地再開発事業

高島屋南地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 高島屋南地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

平成二十三年十二月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ ー ブイ・オール・テクノセンター